

歌島橋交差点改良工事に伴う横断歩道の撤去について

西淀川公害訴訟原告団

団長 森 協

西淀川公害訴訟原告団

団長 井 関



国土交通省近畿地方整備局（以下、国交省）は2009年4月1日、国道2号の歌島橋交差点（大阪市西淀川区）の改良工事・地下道整備の完了に伴い、地上の横断歩道を撤去した。

私たちは、公害の根絶、道路環境の改善を求めて長年にわたって地域で活動してきた当事者の一人として、「安全と環境」の名のもとに、クルマ優先で地上から人間と自転車、車いすやバギー車が排除されることを看過することはできない。

私たちは、こうした国交省の措置に抗議し、以下の通り、意見を述べる。

「みち」は「ひと」のもの～「人や弱者を地上から排除する」横断歩道の撤去

1. 歌島橋交差点の改良工事に関しては、国（国土交通省）、公団（阪神高速道路公団＝当時）を被告に争われた西淀川公害裁判の和解により設置（1998年10月）した、「西淀川地区道路環境沿道に関する連絡会」（以下連絡会）で1999年以来、再三協議してきた事項であり、一貫して「人や弱者を地上から排除する」横断歩道の撤去には反対してきた。

2005年春、国道事務所が第1期工事（地下道の一部開通）完了に伴う横断歩道撤去の意向を示したことに對して、「まちづくりを考える会」と共同して「歌島橋交差点の横断歩道に関して、区民や利用者の尾件を幅広く集めた上で撤去の是非を検討するよう求める署名」をよびかけ、1225筆の署名を集めて、西淀川区役所、西淀川警察署、国土交通省近畿地方整備局の3者に提出した。（2005年8月5日）

また連絡会では、①横断歩道の撤去は「住民合意」とはいえない②第2期工事までに住民合意のもと、横断歩道撤去の是非を検討するべき③（連絡会で）原告団と約束した「歌島交差点の緑化」を行うこと、を提案するとともに「住民合意の進め方の方向性」についても示した。

住民参加で「交差点のあり方」の検討を提案

2. 交差点の緑化についても具体的な提案をしてきた。

改良工事開始前に交差点にあった「御幣島街園」の復元を強く要請するとともに、

①「交差点のあり方」を検討するための意見・情報を集める②様々な意見をもとに「交差点のあり方」を検討する場を設ける、ことを提起。利用者へのアンケート・聞き取り調査、利用実態のシュミレーション調査、住民参加のワークショップの開催、集まった意見の広報・公開、住民参加の懇談会の設置および意見交換など、合意形成への具体的な方法についても提案した。

クルマ優先から「人にも環境にもやさしい」道路行政へ

3. 国道事務所は、私たちの意見、提案に対しては「聞き置く」だけの対応で、「改良工事・地下道整備後の横断歩道撤去」という自らの既定路線に「理解」を求めることに終始した。
4. こうした一連の動きは、「そこのけそこのけクルマが通る」とクルマ優先で道路建設を推進してきた国交省の姿勢は、公害を巻き起こした従来の姿勢と変わらぬものであり、「安全と環境」を唱えてはいるものの、決して人間（利用者・市民）の方に「顔」を向けていないことは明らかである。

私たちは、このたび強行された横断歩道の撤去に対して強く抗議するとともに、引き続き「人にも環境にもやさしい」道路行政実現のために市民・利用者のみならずとも活動を進めることを表明するものである。

2009（平成21）年4月1日